

定員に達しましたので、申請申込みは終了しました。

甲種防火管理者資格取得講習会実施要項

1 目的

この講習は、消防法施行令第3条第1項第1号イに規定する甲種防火管理者として必要な知識を習得させ、防火管理者の資格を付与することを目的とする。

2 講習日時

令和7年7月24日（木）、25日（金）の2日間

第1日目：09時30分から16時30分、第2日目：09時30分から15時30分

3 講習場所

茨城県神栖市溝口4991番地4 神栖市中央公民館（小ホール）

4 講習内容及び時間

講 習 内 容	講 習 時 間
(1) 防火管理の意義及び制度	2時間
(2) 火気管理	2時間
(3) 施設及び設備の維持管理	2時間
(4) 防火管理に係る訓練及び教育	2時間
(5) 防火管理に係る消防計画	2時間

5 受講申込期間

令和7年6月10日（火）から6月18日（水）（土日を除く）

受付時間：09時00分から17時00分（受講者100名になり次第締切りとします。）

6 受講申込

別紙（別記様式第1号）の受講申請書により、**鹿島地方事務組合消防本部予防課（住所：茨城県神栖市溝口4991番地5）**へ提出してください。（各消防署での受付はしていません）なお、受講番号を付した受講票は、講習会第1日目受付時に提出してください。（申込は対面受付のみとなります）

7 講習の免除について

消防設備点検資格者講習の課程を修了し免状の交付を受けている方、又は自衛消防業務講習の課程を修了している方は、上記表の(1)防火管理の意義及び制度（2時間）を受講しないことができます。これらの方は、受講申し込みの際に消防設備点検資格者講習の免状の写し、又は自衛消防業務講習の修了証の写しを受講申請書に添付してください。

8 テキスト代

5,400円 （講習会当日現金支払い） ※なるべくおつりのないようご協力お願いいたします。

9 修了証の交付

2日間受講した方に対し、修了証を交付します。

10 その他

- （1）受付時間は、第1日目09時00分から09時30分までの間とします。（講習免除該当の方は第1日目12時00分から12時20分までの間とします。）
- （2）テキスト代は、講習会第1日目受付時にお願いいたします。
- （3）筆記用具を持参してください。
- （4）詳細については、消防本部予防課へお問い合わせください。
- （5）申請書等にご記入いただいた個人情報は、防火管理講習における修了証、名簿及び修了者のデータベースの作成用として使用し、目的以外には使用いたしません。

【お問い合わせ先】 消防本部予防課 0299-97-3608